

内藤湖南の台湾統治論——明治中期の国粹主義思想と植民地——

中川 未来

はじめに

湖南内藤虎次郎（一八六六—一九三四）は、一八九七（明治三〇）年四月二五日から一九年四月一七日までの約一年間、現地紙『台湾日報』（以下『日報』）の主筆として、植民地統治開始直後の台湾に滞在した。帰国後の内藤は、『大阪朝報』

に拠り中国問題の専門家として積極的な言論を展開するが、本稿のねらいは、内藤の台湾論を明治中期の国粹主義との関係を念頭に検討することで、日中関係の考察を課題とした内藤の対外思想がどのような契機を経て形成されたのか、その過程を跡づけるところにある。

日清講和に伴う台湾領有により、近代日本はアイヌ・沖縄に続き政治・文化的背景が異なる人々の集団を、「国民」として包摂することになった。改めて浮上した「民族」と「国民」をめぐる思想課題について、台湾事務局総裁の伊藤博文は次のように述べた。

米国の例に由ればナショナリティーの統一に最も重きを置かるゝ、国民の同種族たるを要すてふことは必らずしも然りとすべからざるに似たり。然り民族の同一なることは固より望むべきことなり、然れども民族同一なればとて必ずしも国民を為さず又必ずしも国家を為さず

「民族の同一」が不可能となつた台湾領有以降、「ナショ

ナリティーの統一」をどのように確保すればよいのか。植民地における国民統合については、法制度や教育政策を焦点として厚い研究蓄積が存在するが、本稿が注目するのは一八八〇年代後半から政教社や『日本』を核として結集した「国民論派」に属する論者の植民地論である。これまで彼らの台湾への関心は、主に日清戦争後の北守南進論の文脈において検討されてきた。^②しかし伊藤が危惧したように、植民地領有に伴う異民族支配の開始は、「血族に於て我を觀念し、言語に於て我を觀念し、宗教に於て我を觀念し、政体、文学、技芸、風俗、慣習に於て我を觀念」する「国民」（陸羯南^③）の一体性を揺るがす事態でもあつたはずである。内藤は、政教社同人として唯一台湾で言論活動をおこなった人物であるが、その台湾論を具体的に検討することは、彼の对外觀のみならず、明治憲法体制の確立に即して形成してきた国粹主義思想の、帝国主義状況下におけるあり方を考察する上でも意味を持つだろう。

内藤の对外思想と国粹主義の関係については、すでに一九六〇年代に辛亥革命期の中国論を扱った池田誠と増淵龍夫が論じている。そこでは、内藤が普遍化された中国文化圈として「東洋」を指定するため、その中国文化尊重は「それを担う民族主体の尊重」（増淵）を伴わず、日清戦争期に表面化した「文化的ナショナリズム」の主張も容易に

「文化的膨張主義」へ転化した（池田）という重要な指摘がなされた。一九一〇～二〇年代の内藤の中国觀を規制した思想構造を、特に三宅雪嶺との関係に着目して抽出した両氏の把握に対し、筆者は内藤において植民地支配がどのように合理化されるのかを掘り下げて追跡する作業を通じて、内藤の对外思想と植民地、そして国粹主義との関係を考察したい。

また一九六九年に始まる全集の刊行により新聞雑誌論説を含む基本史料が整備され、内藤の对外思想と中国史研究を一体的に把握しようとする研究傾向が現れた。^⑤なかでもフォーゲルは、内藤において中国改革という主題が前景化した時期として一八九〇年代後半を位置づけ、その台湾論を中国改革実践の一環として論じた。^⑥台湾論を中国論に接続するものとして捉える点において、氏と筆者の立場は共通する。しかし後述するように、内藤は中国と台湾を文化的に異なるレベルで認識しており、その台湾論を単純に中國改革論の一部として位置づけることには留保が必要である。内藤の台湾論は、内地延長主義を基調とし、漢族系住民の風俗改良——弁髪の禁止や衣服の日本化——を最優先課題としたところに特徴があるが、同時代の台湾論との比較も含めて彼の統治思想の背景と政策論の構造を把握した上で、改めて中国改革論との関係を問う作業が要請される

だろう。

そこで本稿では、まず日清戦争前後の内藤の社会認識と国粹主義思想の関係を検討し、それがどのような形で対外論を規定したのか分析する。そして台湾論の論理を明らかにすることで、内藤の对外思想の形成過程において台湾経験が果たした役割を考察したい。なお以下では、内藤が主たる政策対象とした漢族系住民を「台湾人」として表記する。

一 社会認識と对外論

(一) 社会閉塞の現状

日清戦争前後を通じて、内藤の社会批評を貫く通奏低音は「不平」であったといえる。

一八八五年に秋田師範学校を卒業した内藤は、教職に就きながら東京高等師範学校への進学を目指したが失敗し、八七年八月に上京した。「糊口の途に奔走」した内藤は、『明教新誌』など複数の新聞雑誌の編集に携わり、「且つ食い且つ学」びつつ、帝国大学を目標に「前途赫々の希望を目あてに猛進して傍眼もふらぬ」生活を送っていた。政教社（八八年設立）に加入し、『日本人』『亞細亞』に執筆を開始したのは九〇年一二月である。

内藤と異なり、三宅雪嶺（一八六〇年生）や志賀重昂（一八六三年生）ら政教社設立メンバーの多くは大学卒の「学士」である。志賀主宰の青年結社・協習会の機関誌（『少年子』）の熱心な投書家でもあった内藤は（八九年二月入会）、「新日本」の担い手を自覚した「青年」の一人であった。しかし、先行する三宅や志賀らとの学歴差は、内藤ら青年にとって大きな障壁として観念された。また内藤と同時期に政教社に加入した畠山呂泣（一八六六年生）ら政教社「第二世代」にあたる同人の多くが、憲法制定や議会開設など国家機構の確立に伴い社会の流動性が失われ、自らを含む青年の活動領域が狭まりつつあると認識し、挫折感を抱いていたことはすでに指摘されている。^⑨

これについて内藤は次のように述べている。官界での立身は、「貢縁攀附の徒未だ其の席を新教育を受けたる後進に譲らざる」うちに、文官試験の整備により「閥門を跋弛不羈の士に閉ぢ」てしまつた。政界雄飛も「選挙の事起るや、又其の資格を財産の程度に定め」たため、経済的背景を欠く者にとって不可能となつた。このように「進て国会議員たる能はず、退て壯士たる能はず」（畠山呂泣¹²）という状況に置かれた青年の多くが身を投じたジャーナリズムの世界においても、彼らは「前進の阻格を被りて親しく政論の場に馳遂」¹³することが出来ない。内藤自身も、九二年前

後には、「諸友と語らひしかれこれの志望」を諦め、「憐れの劣敗者」として自らを規定するようになった。⁽¹⁴⁾

このような閉塞状況にあって、青年たちに共有された欠乏感を「自尊の念」の欠如として明確に摘出し、自らを疎外すると認識された「貴族的急激歐化主義」の社会風潮に抗する手がかりを与えたものこそが、国粹主義を掲げる思想運動であった。

是れ一代人心が佛鬱不平にして、而も其の欠乏の果して何物たるかを自ら認知すること能はざりし者、忽ち國粹主義の標榜一たび掲げらるゝに逢ひて、嚮者の自ら認知する能はざりし不平の由来、始めて之を其の皮

膜より抽かるゝが若く、而して佛鬱の氣、亦渙然として氷釈せり⁽¹⁵⁾

だが、「不平」の由來が明らかになつたとしても、現実に活動の場が得られるわけではない。「国民論派」の言論に共鳴し、対外硬運動など在野の政治活動に参加したとしても、彼らの「不平」は完全には解消されない。なぜなら、「不平」は必ずしも立身出世難などの「一人頭上、一己身辺に於けるの哀歎」ではなく、より大きな「世相の実態」の反映と考えられたからである。内藤の見る「世相の実態」とは、「社会の最も多数にして、最も抑屈せられ、而して殆んど自から其の抑屈せられたるをも忘るゝの族」と

「暖飽して猶ほ且つ名利の途に疾駆競奔する者」の二極化が進む「不仁の甚しき」社会状況であつた。

そのため内藤は、西洋文明の皮相的受容がもたらした道義的礼秩序の破壊、つまり「利己拜金の風」に伴う「壞倫敗徳」の是正を論じるとともに、福本日南ら政教社・「日本」関係者が積極的な役割を担つた東邦協会（九一年設立）など、民間における対外思想の勃興に期待をかけた。それは、「材器の鬱積」を海外に転じ「不平」を解消すると同時に、愛国心や公義心を昂揚させ名利至重の風潮を正すものと考えられたのである。⁽¹⁶⁾

（二）日清戦争と「自信」の回復

「日本の天職」

一八九三年一月、内藤は『大阪朝日新聞』（以下『大朝』）客員として招請された高橋健三（一八五五～九八）の秘書として大阪に赴いた。以降内藤は、日清戦争を挟んで渡台約半年前の九六年一月まで、『大朝』を中心に論説を発表する（九四年九月正式入社）。

高橋主宰期の『大朝』は、陸羯南の『日本』とともに「東西相呼応する、日本主義、国粹主義の鼓舞者」（堺利彦）として知られた。日清戦争に対する同紙の論調は、条約履行運動（九三年）の過程で提唱された「東亞同盟」論を基

底としていた。これは日本を「輕侮」する中国・朝鮮に対し「威信」を確立し、その上で東アジア三国が「各相保助して皆其独立の実を挙げ、強相援て歐米列国に対」するというアジア主義的な構想であつた。²⁰⁾日清戦争も、「後進諸邦を提撕誘掖し、若くは支那の文明を扶植して、之を日本新の域に躋せ、合縱の大勢を造りて、衝を西方に抗する」ための一工程とされた。²¹⁾

このように東アジアを国際政治単位「東洋」として指定した『大朝』は、文化単位としての「東洋」にも積極的な価値を付与し、開戦に際して中国は「文明の啓発極めて旧」い「東洋の先進国」と位置づけられた。そのため、日清戦争はよく知られる「文明と野蛮との戦」という図式ではなく、「東方の文明」を阻害する清朝を膺懲する戦いと捉えられた。「東方の文明」の中心であった中国大陸を支配する清朝は、東洋に固有の倫理や礼文を破壊し、「土着の漢人種」の生活と彼らが担つてきた「東方の文明」の発展を抑圧する「夷狄」とされた。日清戦争は、「其の文明に負ふ所多き」日本が「夷狄の支那」を倒し「文化の支那」を救う戦いとして正当化されたのである。²²⁾

内藤の日清戦争論は、以上の文脈において、特に「文化の支那」と日本「特種の文明」との関係を論じたものとして理解できる。「戦役方さに始まるの日」に起草された論

説「所謂日本の天職」（九四年八月二五日）において内藤は、陸羯南や三宅雪嶺が唱えた、諸国家は各自の「国粹」を生かすことで世界文明の発展に寄与するという国粹主義の基本理念を踏まえた上で、これを次のように言い換えた。すなわち世界文明に対する日本の「天職」——国民的使命——とは、日本独自の文明を中国、そして世界へ發揮するところにある。

日本の天職は日本の天職なり、西洋の文明を介して、之を支那に伝へ、之を東洋に弘むるにあらざるなり、支那の旧物を保ちて、之を西洋に售るにあらざるなり、我が日本の文明、日本の趣味、之を天下に風靡し、之を坤輿に光被するに在るなり、我れ東洋に國するを以て、東洋諸国、支那最大と為すを以て、之を為すこと必ず支那を主とせざるべからざる也。²³⁾

日本は中国から輸入した文明を「同化」し、「寧樂の彫像」に代表されるような「温雅秀潔」な独自文明を築いてきた。これに対して中国の文明進歩は、「滿清」に至り停止したとされる。現存する中国の文化的実力 자체は高く評価され、中国を単純に野蛮・守旧視する見解は退けられるものの、従来は中国から日本へと伝播してきた文明の波及方向は逆転しつつあり、今や日本独自の文明を中国へ伝えられる時期に入つたと内藤は論じた。

ここでいう文明とは、具体的には学術や美術に現れる文化力を指している。つまり日本の「天職」とは、まず何よりも学芸振興により「国光を耀か」し、中国に代わり日本が文化的な「東方の新極地」となることで、中国そして世界の「人道と文明とに裨益」するという構想であった。²⁵しかし、このように文化産物を媒介とする世界文明への寄与という主張は、日清講和条約（九五年四月）や三国干涉（同五月）を経て戦後經營の課題が明らかになるとともに、海外への軍事的経済的進出と併せて語られるようになる。

対外進出と文明の「流被」
論説「自信と自慢」（九五年八月一・二日）を見てみよう。まず内藤は日清戦争の成果について、国家の実力が検証され、西洋に対して萎縮していた国民の「自信」が回復し「有為の志氣」が鼓舞された、と総括した。そして戦後の課題としては、「国防修備、航業拡張、拓地殖民の若き、久しく有識の間に倡道せられし者」の実現による「国家の威力、富実の計」の確立と、それに並行した、「形而上の文明、国家の元氣たる者」の発揚が挙げられた。軍事的経済的国力増進による国民の「勢力」昂進により、国民的自信心を確固たるものとし、その力を「形而上の文明」の発揚に利用しようという発想である。

ここでいう文明とは、具体的には学術や美術に現れる文化力を指している。つまり日本の「天職」とは、まず何よりも学芸振興により「国光を耀か」し、中国に代わり日本が文化的な「東方の新極地」となることで、中国そして世界の「人道と文明とに裨益」するという構想であった。²⁵しかし、このように文化産物を媒介とする世界文明への寄与という主張は、日清講和条約（九五年四月）や三国干涉（同五月）を経て戦後經營の課題が明らかになるとともに、海外への軍事的経済的進出と併せて語られるようになる。

ここで具体的に保存と振興が期待される分野として、「文学、美術、宗教、史学」に加えて「礼文習俗」や「道德」が挙げられた点に注意が必要である。その理由は、論説「社会の沈滯と戦争の効果」（九五年七月一九一二日）において以下のように述べられる。戦争は、「其の勃々たる企望を発動するに地なく、或は自暴して法度の外に侵越し、或は自棄して厭世の觀に沈没」する青年たちの活動領域を創出する「世情の転機」であり、「實に十数年来、絶て無くして而して僅かに有るの時会」として期待された。しかし結果としてみると、戦争で「職分」を得た人々は、結局「従前の秩序に遵ひて長成せし所の者」であった。また「国民が衣を節し食を節して、國家の急に応ぜし財帑」の大半は「世の災厄、人の不遇を利して自ら肥やすの徒」を益したのみであり、官民を問わず私利私欲・金権至上の風潮はより露骨にその姿を現したと觀察された。

「社会の沈滯」は「飽者飢者の両極端」を形成し、「綱常の壞爛」を憂慮する青年たちも活動の場を見いだせないまま「沈滯の大根抵」に沈淪する。このような状況を開闢す

るため内藤が提案したのが、先に触れたように「国民をして拓地殖民、有形の進運に并せて、綱常維持の大職分を尽さしむ〔傍点筆者〕」という構想であり、そのためにも台湾や中国東南部など海外への進出による「社会沈滯の形勢」打破が必要とされたのである。⁽²⁷⁾

すでに九四年一〇月下旬から中国東南部に強い関心を示していた『大朝』⁽²⁸⁾は、旅順口占領後には積極的に台湾占領論を提唱するに至る。内藤の筆によると推定される論説「清国の将来と台湾の形勝」（九四年二月一五・一六日）では、「南方一帯沿海の地、上海、寧波以南、廈門福州」など「人物力充実の處」たる中国東南部を制し、かつ沖縄・八重山諸島・宮古島を繋ぐ「南海の通路」の確保が要求された。台湾と澎湖諸島の割譲は、日本が「東洋局面」において主導権を把握し、「東方文明の進運」と「東洋防護の任務」を全うするための条件として位置づけられていた。⁽²⁹⁾

日清戦後の思想界では、日本が受容に努めてきた西洋文明の威力が再確認されるとともに、東洋文明への自負も強まつたと指摘される。東洋文明の牽引者として日本の役割を規定した内藤の「天職」論も、当然同時代の思潮傾向と無縁ではない。しかし国民的自負心の昂揚と海外発展の機運を利用した学芸・道徳の振興という文化面でのナショナリズムの主張が対外進出と併せて唱えられ、さらには次章

で検討するように、「威力の波及」を背景とした植民地支配を正当化する論理と結びついたところに内藤の特色が存在した。

二 行政と移植民による台湾の「内地化」

(一) 「行政の漸化策」

一八九六年一一月下旬に『大朝』を退社した内藤は、東京で著作をまとめた後、翌九七年三月下旬に台湾へ向けて出発した。四月一五日に神戸から相模丸に乗船し、馬關、長崎を経て基隆に上陸したのは同二五日であった。「当地ハ百事案外ニ整頓内地人非常ニ多く更ニ異郷の思不致候氣候も今ノ處内地と大差無之候」⁽³⁰⁾とは到着直後の感想である。ここには、異質な他者との接触がもたらす違和や緊張が存在しないことに注意しておきたい。

内藤が台湾に赴任した具体的な経緯は明らかでないが、当初は台湾を経由して中國大陸へ渡る希望があり、「他日渡航」のため現地では「かの地官話」を習得する心づもりであったという。言論活動を直接の目的としたというよりは、将来の大陸行に資する経験として、給与面でも好条件（月額一〇〇円）の『日報』へ就職したのではないだろうか。⁽³¹⁾『日報』は、軍用達商の河村隆実により九七年五月八日

に創刊された日刊紙である。内藤は主筆として論説執筆や構成全般の指揮にあたつた。すでに台湾には、総督府民政局が後援する『台湾新報』（九六年六月一七日創刊）が存在していた。後発紙である『日報』も民政局に資金援助を仰いだが、当局との間に確執が生じ、結果として行政とは距離を置いた論調をとることになった。上司の児島碩鳳も在台湾民間日本人の「公論」を重視する方針をとつており、内藤には自由な言論が許容される条件が存在していたといえる。³⁵⁾

内藤赴任当時の台湾は、いわゆる六三法により委任立法権と軍事指揮権を付与された独立性の強い総督権力のもと、事実上日本本土の法体系と区別される植民地型の行政が施行されていた。その課題は、台湾人の武装抵抗と対峙しつつ統治機構と財政基盤を確立するところにあつたが、『日報』創刊当日に台北が「土匪」に包囲されたように、その実況は「敢テ戦時中ト大差ナキ」状態であった。総督府は下級行政機関や司法制度の整備拡充を通じて台湾人の融和を図つたが、行政の拡大は経費負担増や徵稅事務の停滞を招き、台湾統治はすでに行き詰まりを見せていた。³⁶⁾

そのため内藤の台湾論では、何よりも統治のあり方自体の再検討が課題とされた。まず統治権力の形式について、当時の松方内閣は総督武官制の廃止を検討していた。しか

し内藤は、武装抵抗鎮圧における軍務と民政の関連性を重視し、「便宜措置」「督府威重」のため総督権力は「過大に思へざる也」と、現状維持を指向していた。³⁷⁾むしろ彼が問題視したのは、「政府初心、或は殖民地を以て之を遇せんとす、既にして行ふ所の蹟は則ち内地の模型に依りて、一種の縮図的日本を形成するにあらざるなし」と評したように、「殖民地」と「縮図的日本」の間で一定しない統治方針の根幹そのものであつた。

周知のように領有当初の統治方針においては、法制度や文化の面で日本国内との平等・同一化を目指す構想と、差別・差異化する構想とが試行錯誤していとされる。³⁸⁾台湾に施行されるべき統治の基本的立場について、内藤自身の考えは次のように示された。

台湾の地、土地本国と毘連し、英國の印度に於けるが若き此にあらず、一時宜しく殖民地として、度外の处分分を用ゐるべきも、百年の計は、亦努めて之を同化するの策を取らざるべからず³⁹⁾

ここからは内藤が、「内地ト多少制度ヲ異ニスルモ之ヲ殖民地ノ類トハ看做サズルコト」とした原敬と同じく、内地延長主義的な統治方針を指向したことが解る。ただし台湾の「同化」が「百年の計」とされた点に留意しなくてはならない。本国と同様の行政制度を即座に台湾に施行する

ことが目指されたのではない。むしろ細分化された地方行政や三級制の司法組織など内地類似の現行制度は、「擬文明的な制度」「贅沢なる組織」として批判の対象とされた。内藤が実際に提案したのは、当局方針とは逆に、「風俗教化の移易を急にして、而して其の政法施治の変革を緩⁽⁴²⁾」にする「行政の漸化策」であった。

その具体的な内容を、論説「革新雑議」（一八八年四月四一二二日）から見てみよう。まず都市部には都市計画に基づく「模範行政区」を設定し、そこには「内地商民」と、

「内地人同様の生活、社会上の状態」にあり「弁髪胡服の風習」を改めた台湾人（「内地化せる土人」）の居住を許可する。「模範行政区」は、憲法を含む「内地同様」の法体系が施行される「文明的施設の地域」であり、これを漸次拡大することで、最終的に台湾全島の「同化」が目指された。農業地や「無限の富源たる生蕃界」には、開拓のため「内地の剩余戸口」を屯田兵として組織・配置する。しかし台湾人居住地については清国法を参照した「不成文法」の適用が認められ、旧慣による行政を行う「旧実因仍」地域とされた。また徵税や警察業務を含む下級行政は、住民自治組織の効率的活用が求められた。⁽⁴³⁾

このように、内藤が主張した台湾「内地化」の実態は、統治制度については地方政府や徵税、司法に関する日本本

国とは異なった制度を当面の間容認し、その間に風俗習慣を改め「内地化」した台湾人を徐々に「模範行政区」に組みこむという漸進的なものであった。その完成期が「本年〔九七年〕以後に生誕すべき子女が長成する比」つまり約二〇〇～三〇年後に設定されたことからも明らかのように、これは長期的には「同化」を目指しつつも、当分の間は事実上植民地型の行政運用を容認した制度設計であったといえる。

（二）移植民を通じた「人道文明の宣布」

民政局が「大多数ノ支那人種ヲ以テ組織シタル社会」⁽⁴⁵⁾を対象とした政策を打ち出すことで住民抵抗を沈静化しようとしたのに對し、内藤は「氣力ある人民が先づ殖民地の根拠を形くる」と考え、殖民地経営における民間日本人の役割を重視した。そのため内藤は当局方針とは逆に、「台湾が既に日本の一部分たる以上は、日本政府の一部たる台湾総督府の施政、豈に日本国民の最大多数なる日本民族を外にして之を為すことを得んや」と、日本人主体の植民政策を主張した。具体的には、「剩余の戸口を溢出するの恰好方土」たる台湾への移民の保護奨励や、民間日本人の利益確保が優先的に要請された。⁽⁴⁶⁾けだし台湾植民は「緊密なる内地社会機関」から脱落し、「欲望の善惡を問はず、之を

満足することを得ざる徒」に開かれた新たな活動領域として期待されたからである。⁽⁴⁸⁾

移植民に關する内藤の議論で最も特徴的な論点は、日本から台湾への人口移動が「人道文明の宣布」、つまり台湾を文明化する手段として明確に意識されていたところにある。論説「台湾政治の大目的」（九七年八月五日～五日）では

次のように述べられる。「天生の物」たる国家や民族には、全て各々の使命が存在している。しかし、現実の世界においては「自然力の障礙」が存在するため、様々な条件の地域に住む「氣稟の各々殊なる諸民族」が、その能力を一斉に発達させるわけではない。そのため實際には、現時点において最も有利な位置にあり文化的能力を蓄積した民族が「開化の中心」となり、周辺諸国の文明發展を領導する。その際に文明を媒介する手段が、人口移動とされるのである。

其の文明の宣布は、実に其の勢力の張大に伴ひ、商工貿易、兵戈侵略、凡そ其の利を逐て遷住する所の処、亦必ず其の文明の恵澤を以て并せて被らしめざるなし对外進出に伴う人の移動とともに文明が伝播し、ひいては世界全体の文明の底上げにつながる。ここで内藤が「人道文明宣布の任を負へる種族」たる日本の使命を解説するため論説「日本の天職と学者」（四四年二月）を引用

したことからも明らかのように、彼の台湾論は日清戦争期に構想された「天職」論に接続するものである。対外進出に併行した日本文明の發揚という發想は台湾においてその歩を進め、人口移動を媒介とした「文明の宣布」として、現実の植民地支配を正当化する論理として立ち現れたのである。

そして、台湾の文明化の前提条件と見なされたのが、「台民にして果たして竟に我が内地人と並で文明の域に入るべきからしめば、其陋俗を変じて内地人に同化するを難んずべからず」と説かれたように、風俗改良を通じた台湾人の日本化であった。

三 「移風易俗」——風俗改良の論理

(一) 旧慣尊重と風俗改良

台湾の民族集団は、漢族系住民と先住民族（「蕃族」）の二つに大別されて把握されていた。総督府はそのうち漢族系住民の武装抵抗対策を優先し、難航が予想された先住民族対策については現状維持を原則としていた。この点は内藤も同様であり、彼は漢族系住民を主たる政策対象とし、先住民族は対象から除外された。なぜならば内藤は先住民族を「非常の劣等なる種族」と評価しており、彼らは「布

「唯土人」や「アイヌ人」「アメリカ、インヂアン」などの「劣等民族」と同じく、植民地化の過程で「文明の生活に堪ふる能はずして、族滅」する運命にあると見なされたからである。^{〔52〕}

一方内藤は漢族系住民については、「生番一般、非常の劣等なる種族」ではないものの、しかし「開化の期」を過ぎた「墮落の民」と位置づけていた。^{〔53〕}台湾を本国と差別化された植民地とみなす後藤新平は、漢族系住民を「文明人」「相當發達したる所の人民」と評価することでその「同化」を否定したが、^{〔54〕}内藤は逆に漢族系住民の開化度を低く見積もることで、彼らの「同化」を主張可能にしたといえる。さらに内藤は、中国文化の担い手としての「支那人」については、「開化せる国民」としており、「南荒」台湾の漢族系住民は、「支那人」より劣位に置かれていた。そのため、中国の文化的実力に対する内藤の高い評価は、日本への「同化」による漢族系住民の文明化と矛盾することはなかつた。

「墮落の民」たる台湾人は、内面的には「征利社会の規約」や「虛名誇銜の手段」のみが発達する一方で「惻陰の至情」や「國家の觀念」「愛國の念」は欠如しており、外面向的な「風俗習慣」も「純潔なる天良を保持する至大の人道」を損ない、「生活状態を品位あり、高雅なる地位に保

つ」ことができないと観察された。^{〔55〕}だが、彼ら台湾人も今や「帝國の民籍」にある「同胞」である。そのため内藤は台湾人の改良を要求するが、具体的な方策として論じられたのは教育による国家観念や道徳心の養成など国民性の涵養ではなく、まず何よりも外面上の「移風易俗」つまり風俗習慣の日本化であつた。

当該期の総督府では、学務官僚を中心的に教育を手段とする台湾人の内面の日本化が重視されており、風俗習慣については旧慣尊重が原則であった。^{〔56〕}民政開始直後の九五年七月、民政局長水野遵は生活に密着した風俗の改変はかえつて台湾人の離反を招くと判断し、弁髪・纏足など「本島從来ノ悪弊風」の現状保持を示達した。また後任の民政局長曾根靜夫は、「忠君愛國の良民」養成の方法として教育による漸進的改良を掲げていた。^{〔57〕}

しかし総督府施政に対して批判的な国内新聞からは、「弁髪を薙ぐの政策は我治化を被ぶらすの証として當さに台民の頭上に加ふべきの洗礼」（池辺三山）と、台湾人の風俗改良、特に弁髪の禁止を要求する声があがつていた。池辺が断髪強行に際しての抵抗を予期し、陸軍を増派して台湾人の武装抵抗を一気に鎮圧する計画を論じたように、風俗改良は「向背の表章」として台湾人服従の可視的なシンボルであるとともに、台湾「平定」を完了できない総督府

の「失政」を象徴する論点でもあつたのである。

現存する『日報』社説を検討する限り、内藤は教育を手段とする台湾人の精神的日本化を論じることはない。台湾論の総決算といえる論説「革新雜議」においても同様である。例えば、新竹国語伝習所を視察した際には時間観念・清潔・規律といった文明的規範の体得を教育の効果として挙げたものの、教育を通じた「忠君愛國」など精神上の日本化には言及せず、日本語教育は通訳養成という実用的観点から触れられるのみであった。その理由について言及されることはないが、内面の日本化を図る教育の効果は漸進的で時間を要するのに対し、断髪や易服は即効性があることは確かである。内藤は日本語学習者にも易服を要求しており、外見上の日本化の優先順位が非常に高かつたことがうかがえる。

①は次世代の台湾人を対象とした政策である。清朝の断髪令に典型的なように、王朝交替に伴う「移風易俗」は「君父の俗、赤子之を同じうせざるは、情理の不可なる者」という精神から当然視される。日本領の住民に「外国人の文為」たる「弁髪胡服」を容認した当局方針を「国民統一の精神」という観点から批判する内藤にとって、満州族風俗の排除は、台湾人に「新朝の尊嚴」^{〔61〕}を示し、さらには「威を隣邦に示すため必要不可欠とされた。風俗改良は、まずは内外に台湾人のナシヨナリティーを明示する手段であつた。

②は現在の社会的指導者層に対する方策である。彼らに対するは、公的な場での和服着用を推奨することで、和服と弁髪・纏足が調和を失し「甚だ奇異」であることを自覺させ、「断髪を強ひずして、而して自ら之を行はしむ」という便法が採用された。^{〔62〕}断髪や易服が「模範行政区」への参入要件とされたように、風俗改良は文明化の前提条件であった。同様の発想は戊戌変法期の康有為の言説にも見られるよう、同時代の中国においても存在した。しかし文明的衣服＝洋服ではなく「我が邦服」の着用を求めた点は内藤に特徴的な主張であった。その理由は、まず「潤袖」で「衣裳両ながら具はる」和服は漢族古来の服制に通じる

ため、強制された「胡俗」に内心満足していない台湾人にも受容されやすいため、と説明される。⁽⁶⁵⁾ しかしそり大きく

見れば、内藤にとって台湾の植民地化は、西洋文明ではなく日本「特種の文明」による文明宣布構想の一環であつた点が重要なのはなかろうか。そのため、例えば着物によつて名望家層の婦人を「邦俗」に馴染ませることは、台湾人家庭に正しい「真成室家の習を浸潤」させる手段とされたのである。⁽⁶⁶⁾

さらに断髪や易服は、中国「対岸」における台湾人商民の活動を制限することにつながる。すでに総督府内的一部では、海外に旅行・在住する「日本臣民」たる台湾人に「一見日本人タルノ頭髪及服装」を求める律令案が検討されていて（九七年四月）。従来の風俗を維持した台湾人が「清国人ト毫毛識別」できず、中国政府が彼らを自国民同様に処遇するならば、「我国ノ体面」が「汚瀆」され、「両国交際ノ円滑上妨害」となると判断されたからである。現

実にはこの律令は成立しなかつたが、それは中国東南部への勢力浸透を図る際に、台湾人と中国人との境界を外見上曖昧化する風俗習慣の保全が、むしろ好都合とみなされたためと考えられる。⁽⁶⁷⁾ しかし内藤は、台湾経済の動脈である大陸との交通を遮断し、経済的にも日本との一体化を促進することを優先したため、「心は則ち其の頭髪服制と共に、

猶ほ大陸の旧邦に在る台湾人の断髪や易服を唱えたのである。⁽⁶⁸⁾

以上のように急進的な風俗改良策は、実際の統治方針として採用されることはなかつた。しかしそれが同時代の台湾日本人社会において例外的な主張ではなかつたことは、例えば「人民の機關新聞」を標榜した『台灣民報』（一九〇〇年創刊）が、植民地型の統治政策をいみじくも「清化主義」と名付け、「従来の陋習悪俗、之を改めず、彼れに移植するに、我良風美俗を以てする能はずんば、所謂台灣經營なるもの、何くにある」と、断髪・易服を「民論」として要求したことからもうかがえる。「移風易俗」論は、当該時期において総督府の統治方針への対抗言説としても受容されやすい主張であつたといえる。

おわりに

内藤は一八九八年四月一七日、基隆から台中丸に乗船し帰国の途についた。台湾を去る理由として彼は、望郷心と「此世第一の知友」畠山呂泣の死を掲げたが、その背景には同年三月二八日に着任した民政局長後藤新平による言論統制が関わっていたと考えられる。内藤の言論は「台灣社會の繼子として、最も官府に白眼視」されていたが、後藤

は「台湾の新聞にして甲是乙非如斯きものありとせば、統治の根幹を撼かざる虞れなきを得ない」と判断し、新聞の整理策を打ち出した。四月二九日に『日報』は廃刊され、『台湾新報』と合併する形で翌月より御用紙『台湾日日新報』に統合されたのである。

以上本文では、内藤の对外思想と台湾統治論について系統的に論じてきたが、最後に改めて国粹主義思想と植民地の関係に触れておきたい。国粹主義の对外理念に基づき、諸國家・民族間に存在する文化の多様性と役割を強調すること、「欧化」を批判した内藤は、国際政治単位「東洋」の統合原理としての「東洋文明」を発達させるところに日本の国民的使命を見出した。台湾の経営は、その使命のために要請された。なぜならば台湾や中国東南部への進出は国民の「元氣」を昂進させ、その「元氣」により活性化された文化的能力を用いることで「東洋文明」に寄与しうるとされたからである。また植民を通じて日本独自の文明が台湾に浸潤することで、開化から取り残された台湾人も文明化され、結果的に「東洋文明」全体の実力向上がもたらさると考えられたからである。

台湾において内藤は、風俗習慣の統一を通じた国民的一体感の確保を優先し、頭髪や服制など現地の生活文化は否定された。このような政策提言と、多元的文化の重視とい

う内藤の基本姿勢との矛盾は明らかであるが、その矛盾は漢族である台湾人を「胡俗」から解放し、理念型としての「東洋文明」に向かつて陶冶するという論理で曖昧化されたのである。このように内藤の台湾統治論は、国粹主義に基づく对外思想が植民地支配の積極的な肯定に結びついた結節点として評価できるだろう。

さて、台湾で構想された民間自治団体の活用や「模範行政区」の漸進的拡張による社会改良といった統治手法は、帰国後に中国社会の文明化を論じる際にも適用された。⁽²³⁾この点で台湾統治論は、中国改革論の雛形を準備したといえよう。しかし植民地であり、かつ中華文明圏の周縁として認識された台湾と中国との政治的・文化的位置の差異を見逃してはならないだろう。内藤は戊戌変法（九八年）に対する論評から本格的に中国問題に関心を向けるようになり、九年一月には東亜同文会へ入会する。⁽²⁴⁾内藤をはじめとする「国民論派」の对外論において、「東洋文明」と中国独自の文化的価値観がどのように関係づけられたのか、またその関係が国内政治論と对外論をどのように規定したのかという問題については、稿を改めて考察したい。

（1）「台湾会に於ける伊藤侯の演説」（『大阪毎日新聞』一

八九七年四月二四日)。

(2) 例えれば、朴羊信『陸羯南——政治認識と対外論』(岩

波書店、二〇〇八年)など。

(3) 陸羯南「世界的理想と国民的觀念(一)」(『日本』一八九〇年一月五日)。『陸羯南全集』第一巻、みすず書房、一九六九年、三七一—三七三頁)。

(4) 池田誠「内藤湖南の国民的使命觀について——日本ナショナリズムの一典型」(『立命館大学人文科学研究所紀要』一三、一九六三年)、増淵龍夫「日本の近代史学史における中国と日本」(『思想』四六一・四六八、一九六三年)のちに同『歴史家の同時代史的考察について』岩波書店、一九八三年に収録)。

(5) 「内藤湖南全集」(みすず書房、一九六九—七六年)。

以下同書からの引用に際しては、出典を次のように略記する。[例] 第一巻、五〇—五四頁→①五〇—五四。

(6) フォーゲル「内藤湖南——ポリティイックスとシノロジー」(平凡社、一九八九年)。近年の代表的研究である、

朱琳「中国史像と政治構想——内藤湖南の場合」(『国家学会雑誌』一二三一九・一〇—一二四一五・六、一〇一〇—一一年)も、詳述はされないが同様の見地に立っている。

(7) 内藤「答日京君書」(『亞細亞』三五、一八九二年、①六一五—六一六)。

(8) 当時出現した「青年」とその意識形態については、木

村直恵『〈青年〉の誕生——明治日本における政治的実践の転換』(新曜社、一九九八年)を参照。

(9) 原宗子「『亞細亞』の頃——政教社における内藤湖南を中心に」(学習院大学東洋文化研究所『調査研究報告』一〇、一九八〇年)。

(10) 内藤「高橋健三君伝」(川那辺貞太郎編『自傳言行録』一八九九年、②六七九)。

(11) 内藤「社会の沈滯と戦争の効果」(『大朝』一八九五年七月一九—二一日、②三一一—三一七)。

(12) 番山呂泣「咲笑」(『亞細亞』二四、一八九一年)。

(13) 前掲内藤「社会の沈滯と戦争の効果」。

(14) 前掲内藤「答日京君書」。

(15) 内藤「現実勢力と思潮勢力」(『万朝報』一八九八年一月四—六日、②三四四—三四九)。

(16) 内藤「厭世主義」(『亞細亞』五五、一八九二年、①二九一—二九三)。

(17) 内藤「社会主義を執れ」(『亞細亞』三七、一八九二年、①六二四—六三〇)。なお内藤は一八八八年一〇月に西村茂樹の日本弘道会に加入している。古垣光一「内藤湖南の活動について——特に西村茂樹との交流を中心として」(『比較文化史研究』八、二〇〇七年)参照。

(18) 前掲内藤「社会の沈滯と戦争の効果」、同「高橋健三君伝」。内藤は一八九一年末に東邦協会に入会した(『東邦

協会報告』七、一八九一年)。

(19) 堺利彦『堺利彦伝』(改造社、一九二六年)。引用は中公文庫版、一四七頁。

(20) 例えば、「東亜同盟の準備」(『大朝』一八九三年六月一六日)など。

(21) 「朝鮮問題と条約改正及清国との関係」(『大朝』一八九四年七月一二日)。

(22) 「王者の兵は文明の戦」(『大朝』一八九四年八月四日)。

(23) 「所謂文明と野蛮との戦」(『大朝』一八九四年一〇月七日)。なお、久米邦武の日清戦争論(「満清滅亡は支那恢復」『郵便報知新聞』一八九四年一〇月九一三日)も、内藤と同様の論理をとっている。

(24) 内藤「所謂日本の天職」(『二十六世紀』七、一八九四年、②一二七一三五)。ここで内藤は、「所謂科学的緻密の理論」に拠り「大なる日本」の建設を説く論者を批判した。内藤の議論は、「東洋の地理的空名」に拘泥せず、「歐化」した日本を通じて西洋文明を中国へ伝えるところに日本

九一三日、(1)一二六一三三三)。

(26) 内藤「自信と自慢」(『大朝』一八九五年八月一・二日、(2)三一八三二二)。

(27) 前掲内藤「社会の沈滯と戦争の効果」。

(28) 例えば、「統の支那と割拠の支那」(『大朝』一八九四年一〇月二四日)では、中国東北部よりも東南部の文化的優位性と重要性が強調される。

(29) [内藤]「清国の将来と台湾の形勝」(『大朝』一八九四年一二月一五・一六日)。『大朝』に発表された内藤の論説「地勢臆説」(一八九四年一月一・二日)は、『近世文学史論』(政教社、一八九七年)に収録されたが、収録における加筆訂正の際に「清国の将来と台湾の形勝」に引用された計東『籌南論』と同一箇所が増補引用されている。

(30) 中野目徹『政教社の研究』(思文閣出版、一九九三年)、特に第六章第二節参照。

(31) 内藤「東來記」(『鹿友会誌』五、一八九七年、全集未収録)。

(32) (一八九七年)四月三〇日、原田晋宛内藤書簡(朝日新聞社大阪本社社史編修センター蔵「大阪府指定文化財朝日新聞資料」原田家二代文書三〇一〇)。

(33) 内藤「諸葛武侯」例言(一八九七年三月、(1)一四三)。(一八九七年五月九日付村山龍平宛内藤書簡(14)三八六三八七)。『日報』主幹の児島碩鳳は、内藤と同じく大内

(25) 内藤「日本の天職と学者」(『大朝』一八九四年一月九四年八月)参照。

(25) 内藤「日本の天職と学者」(『大朝』一八九四年一月

青巒門下との指摘がある。三田村泰助『内藤湖南』（中公

新書、一九七二年）一七六頁。

(34) 一八九七年一〇月、「日報社現在收支一覽表」（水沢市立後藤新平記念館蔵「後藤新平文書」025012「台湾日日新聞関係」）。

(35) 「日報」の創刊経緯と特徴については、拙稿「殖民地統治初期の台湾と新聞——『台湾新報』と『台湾日報』について」（『メディア史研究』三一、二〇一二年）参照。

(36) 小林道彦「後藤新平と殖民地經營」（『史林』六八一五、一九八五年）参照。

(37) 内藤「總督府条例改正の議」（『日報』一八九七年七月四日、全集未収録）。

(38) 内藤「高野問題の一段落」（『日報』一八九七年一〇月三〇日、全集未収録）。

(39) 駒込武「植民地帝国日本の文化統合」（岩波書店、一九九六年）特に序章を参照。

(40) 内藤「政治の変革と風俗の移易」（『日報』一八九八年四月一四日、全集未収録）。

(41) 原敬「台灣問題二案」（『秘書類纂台灣資料』原書房、一九七〇年、三三一～三四頁）。

(42) 前掲内藤「政治の変革と風俗の移易」。

(43) 内藤「革新雜議」（『日報』一八九八年四月四～一二日、②四一四～四三八）。

(44) 内藤「移風易俗の期 下」（『日報』一八九七年七月二日、全集未収録）。

(45) 一八九六年七月「台灣ノ施政ニ関スル意見書」（財務総合政策研究所財政史室蔵『松方家文書』五一一九）。

(46) 内藤「新竹行記 七」（『日報』一八九七年二二月二八日、②四五六）。

(47) 内藤「台灣政治の大目的」（『日報』一八九七年八月五～一五日、②四〇一～四〇九）。

(48) 内藤「台灣施政の好望」（『日報』一八九七年七月二九日、②三九一～三九三）。

(49) 同右。

(50) 『台灣產業略誌』（農商務省、一八九五年）一一五～三三一頁。

(51) 藤井志津枝「日拠時期台灣總督府的理蕃政策」（国立台灣師範大學歴史研究所、一九八九年）参照。

(52) 内藤「麥通なき一視同仁」（『日報』一八九七年七月二一日、②三九五）。

(53) 内藤「水野前民政局長を送る」（『日報』一八九七年七月一四日、②三八五～三八七）。

(54) 後藤新平「台灣經營上旧慣制度の調査を必要とする意見」（『台灣慣習記事』一一五、一九〇一年）。

(55) 前掲内藤「所謂日本の天職」。

(56) 前掲内藤「麥通なき一視同仁」。

- (57) 吳文星『日拠時期台灣社會領導階層之研究』(教育部大學聯合出版委員會、一九九二年) 參照。
- (58) 一八九五年七月三〇日、伊集院彦吉宛水野遵書簡『領台以後の治安狀況』台灣總督府、一九三八年、七四一頁。『台灣統治の方針』(『太陽』三一、一八九七年)。
- (59) 池辺三山『台灣經略緒論(中)』(『日本』一八九六年八月一三日)。
- (60) 国友重章『台政刷振の機』(『日本』一八九七年五月一八日)。國際法学会において清國への「臣従の標識」たる弁髮の存置如何が論じられたように(『國際法学会の創立』『法学新報』七三、一八九七年)、この時期、断髪問題は統治政策上的一大論点であった。
- (61) 内藤「新竹行記(五)」(『日報』一八九七年一二月七日、②四五三)。
- (62) 前掲内藤「移風易俗の期下」。
- (63) 内藤「移風易俗の一策」(『日報』一八九七年七月二七日、②三八八、三九〇)。
- (64) 東アジアにおける近代化と断髪・易服をめぐる言説については、山室信一『思想課題としてのアジア』(岩波書店、二〇〇一年)特に第二部第七章を参照。
- (65) 前掲内藤「政治の変革と風俗の移易」。
- (66) 前掲内藤「移風易俗の一策」。
- (67) 前掲『領台以後の治安狀況』七四二頁。

(京都大学大学院)

(68) 現実には、大陸に拠点を置く台灣商民に積極的に台灣籍を与える政策がとられた。中村孝志『台灣籍民をめぐる諸問題』(『東南アジア研究』一八一三、一九八〇年) 参照。

(69) 前掲内藤『台灣政治の大目的』。

(70) 『清化主義』(『台灣民報』一九〇〇年八月八日)。

(71) 内藤「武夫信水君に答ふ」(『日報』一八九八年四月一七日、全集未収録)。

(72) 内藤「斷而行之、鬼神避之」(『日報』一八九八年四月一七日、②四四〇)。

(73) 後藤新平「台日創立当時の台灣事情」(『台灣日日新報』一九二八年五月二日)。

(74) 内藤「清国における專管居留地」(『万朝報』一八九九年一二月八日、②一四〇、一四五)。

(75) 「会報」(『東亞時論』四、一八九九年)。

[附記] 本稿は、平成二二年度京都大学教育研究振興財團研究助成による成果の一部である。史料調査に際して、台灣中央研究院の陳姪漫先生、国立中央図書館台灣分館の黃韋嘉氏をはじめ、多くの方々に便宜を図つていただき。記して謝辞いたします。